知る・守る・伝え感じる、ふるさとの誇り

「渥美窯」　国指定３史跡

史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡　保存活用計画　概要版

百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡は渥美窯（渥美半島古窯跡群）を代表する窯跡です。

本計画は、本市を代表する３つの史跡について、市民をはじめ多くの人々がふるさとの誇りとして「知る・守る・伝え感じる」ために、文化財の保護と整備・活用の方向性を定めるものです。

「文化財保護法」の趣旨を踏まえて、本計画は上位・関連計画との整合を図りながら、史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡保存活用計画策定委員会での審議を経て策定しました。

内容

1　渥美窯と３史跡の特徴 . . . . . 1･2
2　史跡の本質的価値 3
3　保存活用の大綱・基本方針 4
4　百々陶器窯跡の保存活用の方向性 . . . . . 5･6
5　大アラコ古窯跡の保存活用の方向性 . . . . . 7･8
6　伊良湖東大寺瓦窯跡の保存活用の方向性 . . . . 9･10
7　運営及び体制の整備の方向性 11
8　実施計画 11

2022 年　田原市教育委員会

1　渥美窯と３史跡の特徴

（1） 渥美窯（渥美半島古窯跡群）の概要（本編ｐ17）

渥美窯は平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて操業した中世陶器の一大生産地である。田原市全域から豊橋市南西部にかけて 500 基以上の窯が築かれた。

渥美窯では碗・皿・鉢・壺・甕などの日常生活で使用する製品を生産する一方、中国製陶器を模した施釉陶器や瓦塔・瓦経・経筒外容器など制作に専門的な知識や技術を必要とする宗教関連の特殊製品も生産された。

図１　渥美窯の分布図　『愛知県史』を元に加筆・修正

図２　国宝　秋草文壺
慶應義塾大学蔵

渥美窯の価値（本編ｐ29）

〇三河地方で最大の窯業地
〇伊良湖地区を除く５つの地区でほぼ同時期に開窯
〇渥美窯製品の生産に三河国の国衙、伊勢神宮の関与
〇尾張地域の常滑窯・瀬戸窯の製品に先んじて渥美窯製品は各地に流通
〇意匠・芸術性の高い刻画文の壺等の生産
〇経筒外容器・瓦経などに紀年銘、文字が刻まれた資料が多い
〇東海地方の中世窯業生産における山茶碗編年の基礎資料を提供
〇国指定史跡の窯跡が３件

（２）百々陶器窯跡の概要（本編ｐ31）

百々陶器窯跡は、太平洋側の百々地区に所在し、周辺には洪積台地の上位段丘面が尾根状に残存する。この段丘の南側斜面に百々陶器窯跡は位置する。

百々陶器窯跡は窯体の構造を知ることができる窯跡として 1922（大正 11）年に国史跡に指定された。1923 年発刊の『渥美郡史』に奈良時代の窯跡として窯体の位置などが記載されている。発掘調査が行われていないため、詳細な窯体構造は判明していない。表採遺物の山茶碗、小皿、甕片などから付近の窯跡と同様に鎌倉時代頃に操業していたと考えられている。

現在は石柱と史跡の説明看板が設置され、２基の窯体を石列で縁取り表現している。

図３　説明看板と標柱（百々陶器窯跡）

図４　史跡の現況（百々陶器窯跡）

（３）大アラコ古窯跡の概要（本編ｐ40）

大アラコ古窯跡は渥美半島のほぼ中央にある芦ヶ池の南西にある物見山の裾部の小さな谷地形の斜面地に位置する。

1950（昭和 25）年頃に平岩にある畑の耕作者が藤原顕長銘の陶片を発見し、大アラコ古窯跡周辺が注目されることになった。1955 年の土地造成工事で窯体の焼成室の一部が発見され、1956 年に野田史談会が窯体１基（第１号窯）の調査を実施した。1964 年に地元の考古学研究者の小野田勝一が４基の窯体を確認し、第２号窯と第３号窯の一部を調査した。1965 年には日本考古学協会生産技術特別委員会窯業部会によって第６号窯が調査された。

発掘調査以後の工事の際に確認した窯体を含めて全部で９基の窯体が確認されている。

大アラコ古窯跡からは、輪花碗・小碗・壺・甕などの他にも施釉陶器や瓦塔、藤原顕長銘短頸壺といった多種多様な遺物が出土している。これらの調査成果により 1971 年に国史跡に指定された。

大アラコ古窯跡は、短頸壺に刻まれた藤原顕長の三河国司在任期間から窯跡の操業時期を絞ることができ、東海地方の中世陶器における山茶碗編年の定点となっている。

図５　説明看板と標柱（大アラコ古窯跡）

（４）伊良湖東大寺瓦窯跡の概要（本編ｐ51）

伊良湖東大寺瓦窯跡は渥美半島先端部の初立池を南北に囲む和名山と石堂山の間、瓦場支谷の斜面地に位置している。

東大寺瓦の発見については江戸時代の地歴書に記載があり、古くから伊良湖御厨と東大寺の関係が推定されていた。

1966（昭和 41）年に初立池の工事に伴い愛知県教育委員会により発掘調査が行われた。調査では、３基の窯体と関係遺構が確認され、「東大寺大佛殿瓦」とある軒丸瓦・軒平瓦、「大佛殿」や「東」と刻印のある平瓦・丸瓦が出土した。瓦の他にも山茶碗・小皿・壺・甕・瓦経・経筒外容器・瓦塔・塼などが出土した。

調査成果に基づいて 1967 年に国史跡に指定された。

本瓦窯産の瓦類は、東大寺鐘楼の修理時や大仏殿回廊跡の発掘調査の際に出土しており、鎌倉時代の再建時に東大寺で使用されたことが確認されている。出土した山茶碗は鎌倉時代の東大寺再建年代から東海地方の中世陶器編年の定点ともなっている。

図６　大アラコ第３号窯　藤原顕長銘短頸壺

図７　大アラコ古窯跡　施釉陶器

図８　史跡整備の現況（伊良湖東大寺瓦窯跡）

図９　愛知県指定文化財 伊良湖東大寺瓦窯跡出土品

2　史跡の本質的価値（本編ｐ60）

百々陶器窯跡

○　窯体、灰原が良好な状態で保存

指定地は指定当時以前から土地開発がほとんどされないまま現在に至っており、平成以降に土のう養生した窯体２基を含めた窯体３基以上と灰原が良好に保存されている。また、窯体の前庭部や窯業関連施設（工房跡等）も保存されている可能性がある。

○　谷地形、河川など周辺地形が残存

指定地を含め周辺は畑地、南に河川や谷などの起伏に富んだ地形が大幅な造成もされずに残っており、百々陶器窯跡の操業当時の地理的環境が復元可能である。

○　愛知県の国指定史跡第１号として指定

百々陶器窯跡は 1919（大正８）年に制定された「史蹟名勝天然紀念物保存法」から数年後の 1921 年に国史跡に指定されている。当時の学問水準の中で指定を受けたため、本窯跡は奈良時代の窯跡と誤認されていた。指定当時の文化財保護の歴史における史跡指定、窯業についての認識を考える上で重要な視点を与えてくれる史跡である。

大アラコ古窯跡

○　調査後に窯体が埋没保存

大アラコ古窯跡は発掘調査後に埋め戻しを実施し、その後に農地にするための盛土がされているため、地中に発掘調査済の窯体だけでなく、トレンチ調査で確認した未調査の窯体が埋没保存されている。

○　三河国司藤原顕長の名を刻んだ短頸壺を焼成

藤原顕長（1117～1167 年）は白河法皇の近臣であった藤原顕隆の三男で、二度にわたって三河国司に任じられている。藤原顕長銘の短頸壺が出土しているため、大アラコ古窯跡には三河国司である藤原顕長が何らかの形で関わっていたことが想定される。また、大アラコ古窯跡の甕や様々な器種の製品は国衙における手工業生産を考える上でたいへん貴重な資料の一つとなる。

○　東海地方の窯業生産の定点となる窯

藤原顕長の三河国司在任期間から導き出された年代から、東海地方の中世陶器生産の開始時期の山茶碗編年研究が進展していった。大アラコ古窯跡は東海地方の窯業史において生産時期の定点となる貴重な窯跡である。

○　古瀬戸に先んじて施釉陶器生産を行った窯

大アラコ古窯跡では、中国陶磁を模倣した施釉陶器生産で著名な古瀬戸の生産時期（12 世紀末以降）に先んじて施釉陶器生産を行っている。施釉陶器の生産には高度な知識や技術が必要とされるため、本古窯跡は高度な知識や技術を有する優秀な工人集団が関わって生産を行っていたと考えられる。

○　生産地と供給先が特定できる窯

東北地方の岩手県盛岡市一本松経塚や陸前高田市越戸内経塚などから出土した施釉陶器は、大アラコ古窯跡で生産された可能性が高く、遠方の地域にまで本古窯跡の製品が流通していたと思われる。生産地と供給先が推定できる稀有な窯跡である。また、芦ヶ池南地区の夕古窯跡でも施釉陶器生産が行われているため、芦ヶ池南地区は施釉陶器生産の拠点であったと考えられる。

伊良湖東大寺瓦窯跡

○　東大寺の鎌倉時代再建時の瓦を焼成

1966（昭和 41）年の東大寺鐘楼の修理、1992（平成４）年の橿原考古学研究所による大仏殿周辺の発掘調査で、伊良湖東大寺瓦窯跡で焼かれた瓦と同一の軒丸瓦や軒平瓦が出土している。瓦の生産時期が推定できるとともに、東大寺と伊良湖御厨との関係性を示す資料でもある。

○　東海地方の中世陶器編年の定点となった窯

鎌倉時代の東大寺再建時の瓦を焼いた窯跡であるため、窯体内から出土した山茶碗の時期が瓦の焼成時期と同一と考えられ山茶碗編年の定点となった。最近の知見では、山茶碗の時期より瓦の焼成時期の方が新しい可能性が指摘されている。

○　瓦経・瓦塔・経筒外容器など特殊な宗教製品も焼成

伊良湖東大寺瓦窯跡をはじめ伊良湖地区は中世の伊勢神宮領伊良湖御厨に比定されている。この地区の窯跡は、伊勢の小町塚経塚、菩提山経塚などから出土した多量の瓦経などの宗教製品も生産していた。本瓦窯跡は瓦経が出土した渥美窯で唯一の窯跡である。

3　保存活用の大綱・基本方針（本編ｐ82）

本計画では適切に史跡の保存管理・整備・運営を行い、史跡が市民のふるさと学習の拠り所となるよう一層の保存活用を推進することを目指し、次の目標を掲げる。

知る・守る・伝え感じる、ふるさとの誇り　「渥美窯」　国指定３史跡

知る
再調査、新しい視点からの研究などによって史跡の新たな価値を知る

守る
適正な保存管理、整備を行って史跡を守る

伝え感じる
史跡の情報を地域や学校など広い世代に伝え、理解してもらう

ふるさとの誇り
ふるさと学習の要素の一つ、地域にあるふるさとの誇りとして位置づける

基本方針を進めるにあたり、３史跡および関連する窯跡の調査研究を推進し、渥美窯の生産構造の解明に努めながら、「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営及び体制の整備」の４つの視点から、今後の保存活用の基本方針を次のとおり定める。

【保存管理】

史跡の本質的価値、構成要素に関する学術調査、研究の計画的な実施を進め、実態を把握するとともに、それぞれの史跡の本質的価値の充実を図る。そして、その調査結果を踏まえて保存管理をする史跡範囲を明示し、現状復旧する場合を含め３史跡それぞれの地形や遺構（窯体・灰原・関連遺構）などの状況や環境に応じた保存管理に取り組む。また、土地所有者、地域、行政等の共通理解を踏まえ円滑な保存管理を進める。

【活用】

調査研究を推進して遺構や遺物の情報量を増やし、史跡の価値を再評価した上で、その調査研究の成果を活用し展示やイベント、出前講座等の内容の充実を図る。地域や学校等と連携を強めて、広い世代の人々にふるさとの史跡に誇り・愛着をもってもらえるよう公開・活用を進める。また、渥美窯製品（史跡の出土遺物など）の積極的な文化財指定を推進するとともに、全国の窯業史跡や渥美窯製品の出土地などとの連携を図り、広域での活用についても推進する。

【整備】

史跡の調査研究を進めつつ、３史跡の現況に応じた個別の保存管理に必要な整備（境界杭設置、説明看板等の更新等）、本質的価値を分かりやすく伝え、多様な活用に対応した整備内容を検討する。なお、大アラコ古窯跡については、公有地化や現状復旧を視野に入れつつ適切な整備のあり方について検討する。また、整備にあたっては、渥美窯全体の中で一体感のある整備を行う。

【運営及び体制の整備】

文化財課だけで史跡を管理運営していくのではなく、商工観光課、街づくり推進課、農政課など多様な行政分野との調整や連携を図ることで、総合的な観点からの管理運営に取り組む。そして、土地所有者や地域コミュニティ、地域住民、市民団体等との連携や文化庁、愛知県、他市町村、大学、有識者等との連携を充実させ、保存活用事業の推進体制の構築に取り組む。また、保存活用計画事業の実施期間のみならず、その後の展開も考慮した継続的な運営・体制の構築を図る。

4　百々陶器窯跡の保存活用の方向性（本編ｐ84、ｐ92、ｐ97）

【保存管理】

（課題）

・境界杭がないため、適切に保存が必要な指定範囲が不明確である。
・史跡の範囲が目視できないため、指定地内で工事等をしてしまう可能性がある。
・指定地内に史跡の保存目的以外に使用される農業用道路がある。
・指定後、窯跡の内容を把握する調査が行われていないため、窯跡の正確な時期や窯体構造を含め実態が不明である。
・指定地外の窯跡等がどこまでの広がりを持つか不明確である。
・地元管理の委託内容（除草の方法など）が十分でない。
・管理の担い手が減少している。
・豪雨時に指定地内への雨水浸入により史跡が壊されることが懸念される。
・適切な保存・管理のため資料の収蔵環境の検討が必要である。

（方向性）

（１）史跡の遺構・指定範囲

まず現在の史跡指定範囲をわかりやすく明示し、保存管理に必要な仮杭を設置する。その上で、必要な確認調査などを実施し、その結果に基づいて指定範囲の見直し（追加指定等）を行うとともに、境界杭の設置や看板に図面を追加して指定範囲を明示する。

（２）土地所有・利用と地形

百々陶器窯跡は、1993（平成５）年に公有地化したが、指定地外にも窯体が及んでいることが明らかとなったため、必要な範囲について確認調査の結果に基づき指定範囲を見直す。そして、保存管理のために新たな指定範囲を公有地化する。

（３）構造物（建築物、道路、水路、看板等）

史跡の保存管理の観点から、窯体への見学者の立ち入りや雨水の浸水への対策について検討し、必要な整備を行う。

（４）日常の清掃、管理等

適切な保存管理が図れるよう、除草や清掃の頻度や方法などについて、現状行っている地元管理の委託内容の見直しを図る。

（５）災害

豪雨等の災害を想定し、雨水浸入により史跡が自然災害で破壊されないよう対策を講じる。

【活用】

（課題）

・発掘調査が実施されていない。史跡に関する情報が『渥美郡史』と現地確認でわかる程度であるため、活用に資する情報が少ない。
・窯跡の遺物が表採遺物のみで、ほとんどが破片であるため、窯跡と遺物についての検討が不十分で、活用が難しい。
・見学に来た人に対して、既存の説明看板だけでは、情報提供が不十分である。
・史跡と連携できる周辺施設の検討が必要である。

（方向性）

（１）普及啓発

『渥美郡史』や 1921（大正 11）年史跡指定など百々陶器窯跡の情報を基に当時の文化財保護の歴史を伝えながら、市による確認調査をはじめ、保存管理上必要な調査を行う。その成果を説明会や講座、展示など普及啓発の取り組みに活かす。

また、ふるさと学習における地域の史跡や歴史の中で重要な場所として百々陶器窯跡を認識してもらえるように周知を図る。

（２）出土遺物

収蔵している表採遺物（山茶碗・甕片等）に加え、今後実施する発掘調査による出土遺物についての調査研究を推進し、その成果を普及啓発や展示内容の充実などに活かす。

（３）現地見学・現地説明

調査研究の成果に基づいて、説明看板の内容の充実を図るとともに、ホームページや SNS 等による情報発信を図る。周辺の地形や自然林を利用した、窯跡の環境について周知する。

（４）周辺施設等との連携

史跡活用のため周辺施設（六連小学校、集会場、市民館、道の駅などの便益施設、史跡周辺の空地など）と史跡との連携について検討する。また、周辺の観光資源等と連携して普及啓発を進める。

【整備】

（課題）

・境界杭が未設置であるため、整備を検討する範囲が不明確である。
・整備内容によっては、周辺土地利用との調整に配慮が求められる場合がある。
・発掘調査が行われておらず、史跡の整備を検討するための窯跡の測量図、実測図、出土遺物の記録等が作成されていない。
・石列で縁取り表現する整備方法では、窯があることは分かるが、窯体構造等を伝えるのは難しい。
・既存の説明看板には写真、図面がないなど内容が不十分である。
・史跡の囲い等がないため、立ち入り禁止の範囲が分かりにくい。
・周辺の景観に合わせた植栽や緑化をするための自然環境調査がされていない。
・指定地周辺で見学者が使用できる便益施設がない。
・国道の案内看板が分かりにくい。

（方向性）

（１）史跡保存のための整備

百々陶器窯跡は土のうによる窯体の埋め戻しが行われた状態であるため、調査結果を踏まえて窯体の位置の明示や指定地周辺の地形も含めた適切な保存管理を図るための整備内容を検討する。

（２）土地所有と公有地化

調査の結果、指定地の見直しで範囲内に新たに私有地が含まれる場合は整備計画を検討した上で、その計画に基づき公有地化を進める。

（３）標識・説明看板等

調査研究結果に基づいて説明看板の内容を更新する。石柱、看板基礎は過去の整備の貴重な資料であり、そののまま保存しておく。また、指定範囲の見直しを図った後、正式な境界杭等を設置する。

（４）植栽・緑化等

指定地内は自然林となっているため、指定地内の樹木の根などが史跡の保存管理に影響を及ぼさないよう、適切な計画を検討する。調査結果に基づいて植栽や緑化についても検討する。

（５）便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）

史跡までの主要動線（国道 42 号）を考慮して案内看板の充実を図る。また、現地の説明看板についても、調査結果に基づいて内容の充実を図る。

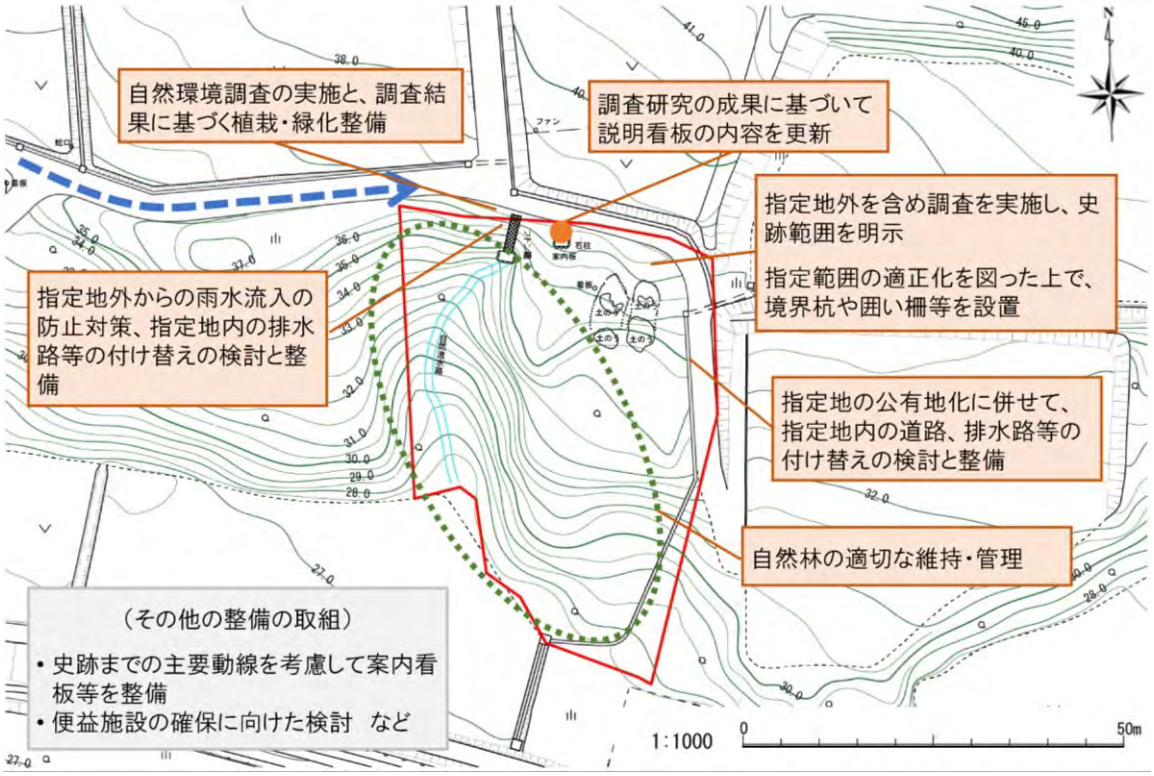

図 10　百々陶器窯跡の整備イメージ図

5　大アラコ古窯跡の保存活用の方向性（本編ｐ85、ｐ94、ｐ99）

【保存管理】

（課題）

・調査された窯体と指定後に追加で確認された窯体の指定範囲の正確な位置が不明確である。
・大部分が公有地化されていないため、調査等の実施が困難である。
・管理団体が指定されていない。
・指定当時から農地造成のために地形が改変されており、窯体の位置が不明である。
・地形が改変されているとともに、過去の調査の簡略な報告のみで正式な報告書が刊行されていないため、窯跡の範囲、窯体構造等についての詳細が不明である。
・史跡指定範囲内に市道の歩道整備が計画されている。
・関連遺跡等の位置づけの検討が必要である。
・現在は農地として使用されているので、史跡が壊される恐れは少ないが、代替わりなどで所有者が変わった場合には、別の目的で使用される可能性がありうる。

（方向性）

（１）史跡の遺構・指定範囲

過去の発掘調査の埋め戻し後にされた盛土による地形改変の確認を含む確認調査を行う。その調査で、過去の地形や正確な窯体の位置を確認し、窯体と指定範囲の位置関係を示す図の作成を行う。その上で、指定地の見直し（追加指定、範囲変更等）を行う。

また、指定地内にある市道の歩道予定地については、調査結果が明らかになるまで整備を見合わせる。

（２）土地所有・利用と地形

指定地の大部分が私有地で農地として利用されているため、調査等の実施には土地所有者の同意、農地関係の法令の調整が必要である。今後、円滑な調査等の実施とともに、適切な保存管理のため、調査結果に基づいて必要な範囲の公有地化を図る。

過去の農地造成や道路工事により指定時から地形が改変されており、史跡の保存に適した地形の復旧の方法を検討する必要がある。

管理団体について検討し、指定していく必要がある。

（３）構造物（建築物、道路、水路、看板等）

指定地内の構造物の再整備については、再調査の結果を待つ必要があり、土地所有者の同意も必要なため、説明看板の内容更新以外は当面現状維持を図る。

（４）日常の清掃、管理等

遺構に影響のない範囲での農地利用や土地の維持管理について、土地所有者との協議を継続的に行っていく。

（５）災害

地震等による大規模被害（地割れ等）を想定し、事前に基本的な対策や連絡の方法等について検討し定めておく。

【活用】

（課題）

・既に実施している展示等の内容を充実させ、より良い普及啓発活動内容を検討する。
・再整理に基づく正式な報告書が刊行されていないため、出土遺物に関しての歴史的価値付けが不十分である。
・より幅広い層への普及啓発を意図した展示の工夫を検討する。
・見学者が訪れても現地で窯跡がどこにあるか分からないなど活用が難しい。
・サンテパルクたはらの来園者への PR 情報や史跡への誘導ルートが構築できていない。

（方向性）

（１）普及啓発

田原市博物館等の展示内容の充実を図り、大アラコ古窯跡を含む渥美窯に関する情報の発信や普及啓発を図る。

また、地域の歴史の中でふるさと学習における重要な場所として大アラコ古窯跡を認識してもらえるようにさらなる周知を図る。

（２）出土遺物

窯跡の操業時期が推定できる藤原顕長銘短頸壺、古瀬戸窯より早い時期に生産された施釉陶器などの大アラコ古窯跡に特徴的な出土遺物を活用し、博物館等の展示内容や情報発信の内容の充実を図る。

（３）現地見学・現地説明

調査研究の成果に基づいて、説明看板に窯体の位置を明示するなど内容の充実を図るとともに、ホームページや SNS 等による情報発信を図る。また、県道高松石神線やサンテパルクたはら（農業公園）からの案内看板の充実や現地の駐車場の確保についても検討する。

（４）周辺施設等との連携

サンテパルクたはら、ふるさと教育センター、野田小学校等と大アラコ古窯跡の連携を図る。サンテパルクたはらで史跡紹介、散策やサイクリング等のルート案内などを検討する。

【整備】

（課題）

・指定地の整備可能な範囲が不明確である。
・公有地化（少なくとも借地）されていないため、整備は困難である。
・整備内容によっては、周辺土地利用との調整に配慮が求められる場合がある。
・過去の発掘調査の資料しかないため、史跡の価値付け、整備を検討するための窯跡の正確な測量図、実測図、出土遺物の記録等が作成されていない。
・指定地内の道路（歩道）用地の扱いについて検討をする。
・既存の説明看板には写真、図面がないなど内容が不十分である。
・既存の説明看板等が老朽化している。
・指定地内の道路、排水路等の付け替えの検討が必要である。
・指定地周辺の自然環境調査を実施していない。
・専用の駐車場がなく、見学者は道路の路肩に駐車しているのが現状である。
・指定地近くで見学者が使用できる便益施設がない。
・現地へのアクセスルートが分かりにくい。

（方向性）

（１）史跡保存のための整備

正確な窯跡の位置の確認や指定後の地形改変範囲を確認するために確認調査を行う。調査成果を基に指定地の見直しを行い、指定範囲を正しく明示する境界杭を設置する。その上で、発掘調査を実施しながら、適切な保存管理を図るため史跡周辺を含めた整備内容を検討する。また、整備内容にあわせて公有地化や史跡周辺を踏まえた地形の復旧の方法についても検討する。

指定地は、確認調査や発掘調査の成果を基に窯体の位置、規模、状況等について現地でわかりやすく理解できるような工夫をした整備が必要である。大アラコ古窯跡の説明や出土品、窯体の模型等については、サンテパルクたはら（農業公園）、ふるさと教育センター等の施設で展示コーナー等を設けることを検討する。将来的には史跡の周辺に大アラコ古窯跡を中心とした渥美窯についてのわかりやすい説明や展示のあるガイダンス施設の設置を検討する。

（２）土地所有と公有地化

史跡の大部分が公有地化されていないため、調査結果に基づく整備計画を策定し、その計画の中で公有地化に向けた検討を進める。整備計画に向け、地形の現状復旧や周辺土地利用の課題整理を行う。

（３）標識・説明看板等

既存の説明看板等をわかりやすい説明看板等に更新する。併せて、調査研究結果に基づいて説明内容を充実させ、更新していく。

（４）植栽・緑化等

史跡周辺について、整備計画の中で景観に適した植栽や緑化の整備を検討する。

（５）便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）

史跡までの主要動線（県道高松石神線）を考慮して案内看板の充実を図る。また、現地の説明看板についても、調査結果に基づいて内容の充実を図る。

サンテパルクたはらと連携を図り、便益施設を利用できるように調整を図る。

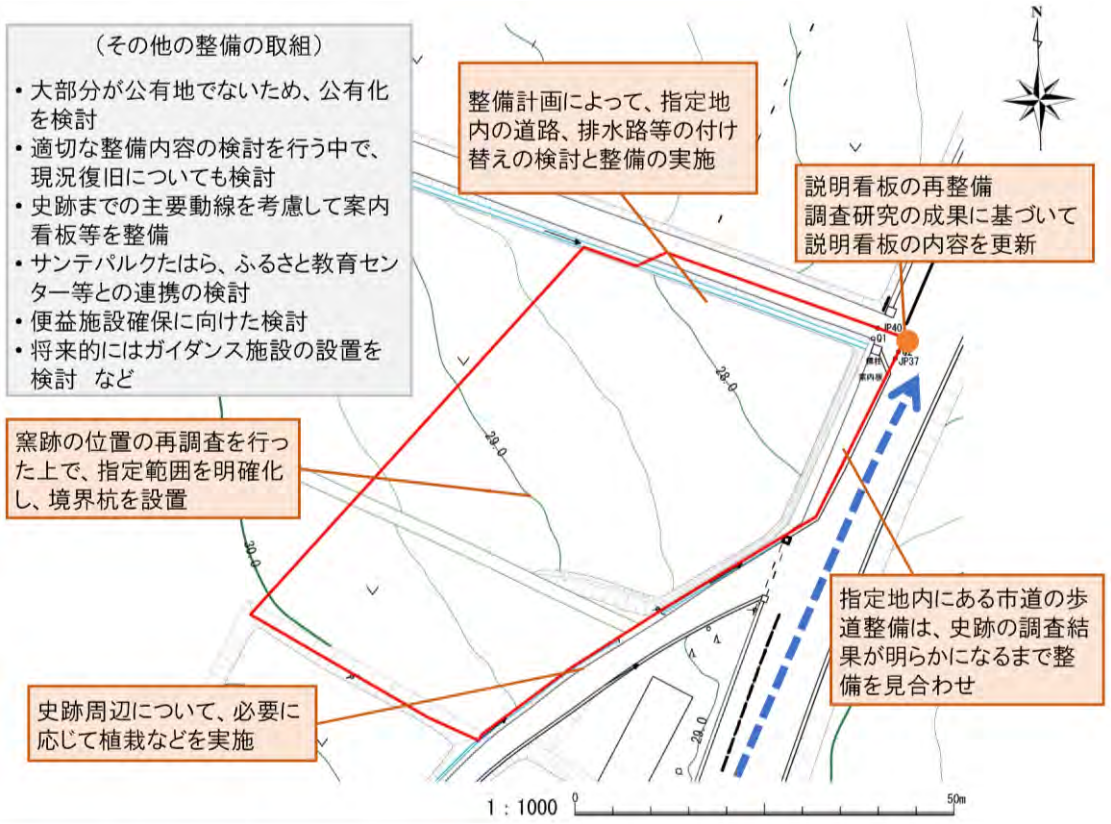

図 11　大アラコ古窯跡の整備イメージ図

6　伊良湖東大寺瓦窯跡の保存活用の方向性（本編ｐ86、ｐ95、ｐ100）

【保存管理】

（課題）

・指定地が分筆されておらず地番の中の一部となっている。
・公有地化が望まれるが、独立行政法人水資源機構の初立池の区域の一部にあたるため困難である。
・管理団体が指定されていない。
・初立池の工事により、築窯された当時の周辺を含めた地形の形状が不明である。
・発掘調査後に埋め戻されているが、現状でどれだけ残存しているか確認できていない。
・施設の老朽化等による遺物の保管場所の検討を行う。

（方向性）

（１）史跡の遺構・指定範囲

独立行政法人水資源機構と協議しながら、正式な境界杭（仮杭は設置済）を設置し指定地を囲む柵の維持保全を図る。

（２）土地所有・利用と地形

指定地内は史跡として整備済みであり、今後も現状を維持する。

指定地は独立行政法人水資源機構の初立池の区域の一部であるため、公有地化は困難であるが、史跡の保存に悪影響を及ぼすような土地利用が生じる可能性は少ない。

管理団体について調整し、指定していく必要がある。

（３）構造物（建築物、道路、水路、看板等）

現在、柵や石列、石柱、説明看板等が整備済みであり、今後は研究成果を反映する内容に更新していく。説明看板以外は保存、活用のための整備計画に基づく再整備まで現状を維持する。

（４）日常の清掃、管理等

独立行政法人水資源機構（旧愛知用水公団）と田原市教育委員会（旧渥美町教育委員会）で伊良湖東大寺瓦窯跡の管理に関する協定書をもとに、市が日常管理を実施しており、今後も現状を維持する。

（５）災害

雨水等の自然災害によって指定地内の土砂が流れる可能性があるため、対策をする必要がある。

【活用】

（課題）

・既に実施している展示等の活動を継続し、より幅広い層への普及啓発に取り組むための検討をする。
・東大寺サミットの加盟市町との連携を検討する。
・再整理に基づいた正式な報告書が刊行されていないため、出土遺物や窯跡に関しての歴史的価値付けの資料が不十分である。
・現状も整備済みではあるが、現地で東大寺瓦窯跡の窯体や遺物について、より分かりやすく伝えるための今後の取組を検討する。
・初立池公園の来園者への PR 情報や史跡への誘導ルートが構築できていない。
・皿焼古窯館と伊良湖東大寺瓦窯跡を繋ぐ誘導ルートの設定や連携を検討する。
・1967（昭和 42）年から独立行政法人水資源機構との協定書の内容が変更されていないため、管理内容を再度検討する。

（方向性）

（１）普及啓発

渥美郷土資料館、田原市博物館などで、幅広い層への普及啓発のため展示内容の充実を図る。また、「東大寺サミット」（東大寺建立にかかわった全国 13 自治体のサミット）を活用して全国に向けた普及啓発に取り組む。

また、地域の史跡や歴史の中でふるさと学習における重要な場所として伊良湖東大寺瓦窯跡を認識してもらえるよう周知を図る。

（２）出土遺物

県指定文化財の伊良湖東大寺瓦窯跡出土品の展示等を通して活用し、その価値を周知していく。瓦類は東大寺と伊良湖御厨との関係を示す資料であり、東大寺と連携をし普及啓発を進める。

（３）現地見学・現地説明

史跡は既に一定の整備がされているが、現地で東大寺瓦窯跡の窯体や遺物について、より分かりやすく伝えるため、説明看板の内容の充実を図るとともに、ホームページや SNS 等による情報発信を図る。

（４）周辺施設等との連携

初立池公園との連携を図るため、公園内に設置されている地図への史跡及び史跡へのルートの記載、公園駐車場への案内看板等の設置を図る。

皿焼古窯館と伊良湖東大寺瓦窯跡について、双方の説明看板の内容充実、散策やサイクリング等のルート案内などについて検討する。

【整備】

（課題）

・一定規模以上の建築物や工作物等を設置する場合、都市、建築等の関係法令との調整が必要になる場合がある。
・古い発掘調査の資料しかないため、史跡の価値付け、整備を検討するための窯跡の正確な測量図、実測図、出土遺物の記録等が作成されていない。
・石列で表現する整備方法では、窯があることは分かるが、窯体構造等が分かりにくい。
・現状の整備では伊良湖東大寺瓦窯跡と周辺の瓦場遺跡群の関連が分からない。
・既存の説明看板、柵等の維持が必要である。
・初立池公園から少し離れており、指定地のすぐ近くに駐車場がない。

（方向性）

（１）史跡保存のための整備

伊良湖東大寺瓦窯跡は周辺を含め整備済みであるため、現状を維持しつつ、今後の整備計画の中で他の史跡と渥美窯としての統一感のある整備内容を検討する。

（２）標識・説明看板等

既存の説明看板の内容の充実、柵等の維持・充実を図る。

（３）植栽・緑化等

史跡の保存のために芝などの植栽の整備を検討する。

（４）便益施設（公園、駐車場、看板、トイレ等）

史跡までの主要動線（国道 259、42 号）を考慮して案内看板の充実を図る。また、現地の説明看板についても、調査結果に基づいて内容の充実を図る。初立池公園の便益施設を活用することとし、公園内に案内看板を設置するなど連携強化のための整備を検討する。

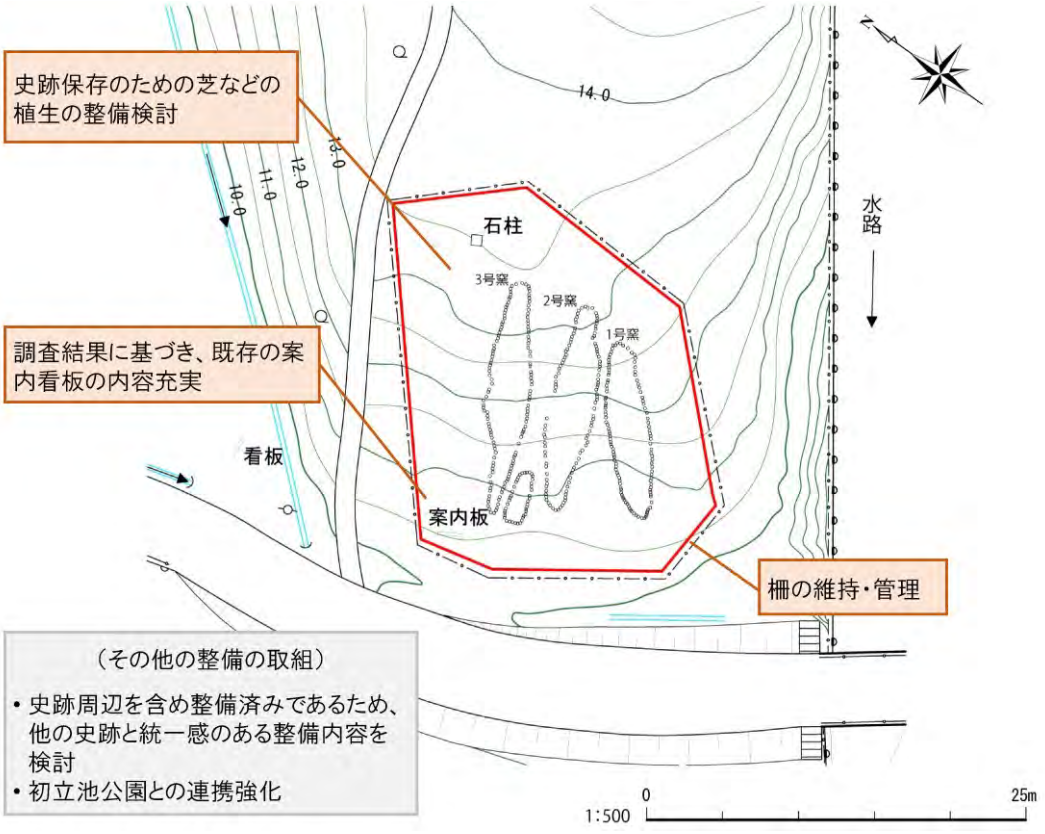

図 12　伊良湖東大寺瓦窯跡の整備イメージ図

7　運営及び体制の整備の方向性（本編ｐ102）

（１）保存活用事業の運営・体制（人員・組織）のあり方

保存活用等の取組をさらに充実していくため、他の行政や研究機関、地域等との連携体制の構築を図る。また、地域コミュニティ、地域住民、市民団体等とも連携を図りながら、所有者と市と協力して適切な保存管理を運用していくための仕組みの構築を図る。

（２）庁内の連携・情報共有の方法

保存活用に関係する部署との情報共有や連携・調整を図るための庁内連携の仕組みの構築を図る。さらに、保存活用の効果的な推進のため、上位計画への位置づけを進める。

（３）他の機関・組織等との連携・情報共有の方法

国や県、他市町村、大学、有識者等からの指導・助言並びに国や県からの財政的な支援を受けながら計画を推進するため、連携体制の構築を進める。

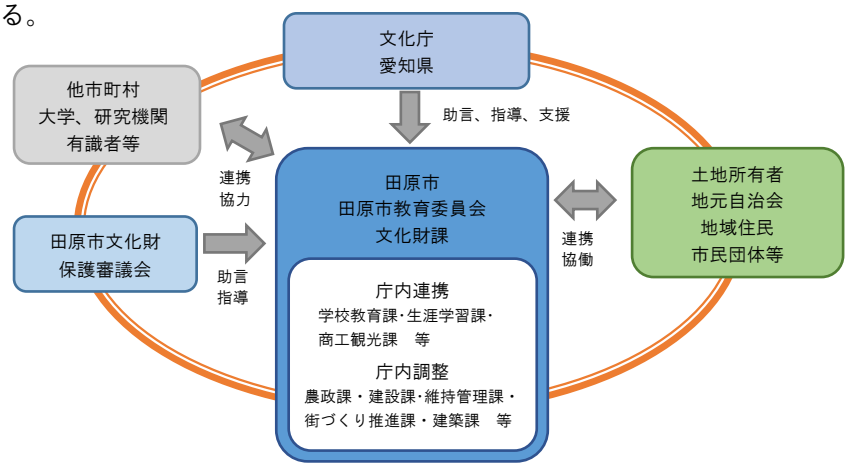

図 13　総合的な保存活用事業の推進体制のイメージ

8　施策の実施計画の策定・実施（本編ｐ104）

（１）施策の実施計画の期間

本計画では 2022（令和４）年度～2026 年度を「短期」として取り組むが、2027 年度～2031 年度の「中期」、2032 年度以降の「長期」も視野に入れて計画を策定する。事業実施にあたっては百々陶器窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡より窯跡や地形改変の確認など課題の多い大アラコ古窯跡を優先する。

（２）施策の実施計画

共通事項

：取組の重点

区分	施策項目	短期	中期	長期
保存	日常の清掃、管理、管理方法の検討、災害対策	■		
活用	普及啓発、展示、情報発信、他地域連携			
運営及び体制	組織の体制強化、　国・県・市民・連携等強化			

百々陶器窯跡

区分	施策項目	短期	中期	長期
保存	仮杭設置、確認調査、保存管理検討、公有地化等		■	■
活用	普及啓発、出土遺物、現地見学・説明、周辺連携			
整備	追加指定、整備内容検討、看板更新、便益施設確保		■	■

大アラコ古窯跡

区分	施策項目	短期	中期	長期
保存	確認調査、発掘報告書、公有地化、地形復旧方法等	■	■	
活用	普及啓発、出土遺物、現地見学・説明、周辺連携	■	■	
整備	発掘調査、追加指定、整備内容検討、植栽や緑化、便益施設検討、ガイダンス施設検討		■	■

伊良湖東大寺瓦窯跡

区分	施策項目	短期	中期	長期
保存	境界杭設置、柵の維持管理、史跡の現状維持			
活用	普及啓発、出土遺物、現地見学・説明、周辺連携			
整備	再整備検討、説明看板、植栽や緑化、案内看板充実			■

史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡　保存活用計画　概要版
2022 年 3 月　田原市教育委員会発行　（お問い合わせ）田原市教育委員会文化財課（電話：0531-22-1720）